

(証券コード：3390)

2021年6月14日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目25番8号
I N E S T 株 式 会 社
代表取締役社長 執行 健太郎

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分（当社営業終了時刻）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ 文化会館ビル7階
7F会議室「701号室」
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第25期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 同一の議案につき、議決権行使書用紙により重複して議決権行使を行った場合、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会は、インターネットによる議決権行使を採用しておりません。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://inest-inc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎当社は、法令により提供すべき書面のうち次に掲げる事項について、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://inest-inc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・事業報告のうち新株予約権等に関する事項
- ・事業報告のうち会計監査人の状況
- ・事業報告のうち会社の体制および方針
- ・連結計算書類のうち連結注記表
- ・計算書類のうち個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策を背景とし、緩やかな回復が続くと期待されておりました。一方、国内外経済の先行きについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境では、当社グループが主にサービスの提供対象としている法人企業におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が危惧されており、先行きが不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社は、2020年8月1日を効力発生日として、株式会社アイ・ステーションおよび株式会社 P a t c h を完全子会社とし、新たな経営体制へ移行いたしました。各社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤とサービス等を活かし、法人企業や個人消費者の顧客のニーズにあったサービスの取り扱いを増やし、積極的に販売活動を展開してまいりました。

なお、当社グループにおいては、複数の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤とサービス等を有していることから、上記の事業環境に柔軟に対応できたことで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社グループの当連結会計年度の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに与える影響は軽微であります。

現在、当社グループを取り巻く事業環境では、A I や I o T を活用したソリューションサービスの活用やB C P 対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、当社グループにおけるこのような事業環境に係るサービス等の売上高のシェアは2020年3月期から2021年3月期にかけて増加傾向にあり、昨今のコロナ禍をきっかけに、社会が大きく変わると予想される中で、そのニーズも急速に多様化していくと認識しております。

また、他社による新規サービスの参入など競争が激しい市場であるため、市場の変化に先手で対応できるように、市場のリサーチやマーケティング分析を行い、顧客の多様なニーズにあうサービスを拡充させ、速やかに販売できる体制を強固にしていくことが、当社グループの中長期的な競争力の確保につながるものと考えております。

既存事業においては、当社グループの主な販売先である法人企業において、インターネットを使って経営や営業活動、購入活動に必要な情報を得ることが主流になりつつあり、非対面での営業活動のニーズが高まっているため、さらなる事業拡大や生産性の向上を目指す上で、WEBマーケティングを活用した販売手法を早期に構築していくことが必要であると考えております。

そのため、当連結会計年度において、新たに3つの自社プロダクトと7つの自社メディアをリリースしており、このように将来に向けた先行投資を積極的に展開していくことで、当社グループの中長期的な業績安定に寄与するとともに、非連続的な成長を実現できるものと見込んでおります。

また、当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であった株式会社E P A R K ライフスタイルおよび株式会社E P A R K モールの全株式を譲渡し、予約システム等のソリューションサービスの提供を終了するとともに、広告ソリューション事業を終了しております。広告ソリューション事業の終了による取引関係の終了に伴い、取引先からの一括精算金として146百万円を特別利益として計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,500百万円となり、営業利益34百万円、経常利益21百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は168百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、新たな経営体制への移行に伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「システム事業」、「直販事業」及び「広告ソリューション事業」から「法人向け事業」、「個人向け事業」に変更しております。

#### イ．法人向け事業

法人向け事業セグメントは、主に中小法人に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

当連結会計年度においては、株式交換により株式会社アイ・ステーション、株式会社L i g h t U p A L L および株式会社どうぶつでんきを連結の範囲に含め、中小法人に対する多数の顧客基盤や商品を活かした販売活動に注力してきたことに加え、新たな商品として、蓄電池やA I 温度検知ソリューション等のソリューション商品を開発し、販売を開始しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,855百万円、セグメント利益は157百万円となりました。

#### ロ. 個人向け事業

個人向け事業セグメントは、主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。

当連結会計年度においては、新たに株式を取得したことにより株式会社 P a t c h を連結の範囲に含め、個人に対する多数の顧客基盤と商品を強みに、より顧客のニーズに寄り添った販売活動に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は2,651百万円、セグメント利益は131百万円となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において事務所の移転による新規設備の取得35百万円および社内情報ネットワーク関連および新基幹システム構築に対する設備投資59百万円等を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関より借入金として400百万円の調達を行いました。

また、当連結会計年度において、第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権（行使要請条項・停止要請条項付）の発行に伴う払込みにより7百万円、43,500個権利行使による払込みにより343百万円の資金調達を行いました。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

#### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社と株式会社アイ・ステーションは、2020年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

また、当社は2020年8月1日付で株式会社P a t c hの全株式を取得し、これにより株式会社P a t c hは当社の完全子会社となりました。

また当社は、2020年5月1日に、当社連結子会社である株式会社E P A R Kライフスタイル、および株式会社E P A R Kモールの当社保有の全株式について、株式会社E P A R Kグルメへ譲渡し、当該2社を当社の連結子会社から除外しております。

(2) 財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                                            | 第22期                          | 第23期                          | 第24期                          | 第25期                                       |
|------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
|                                                | (2017年4月1日から<br>2018年3月31日まで) | (2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | (2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) | (当連結会計年度)<br>(2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで) |
| 売 上 高 (百万円)                                    | 3,063                         | 3,607                         | 2,967                         | 6,500                                      |
| 営業利益又は<br>営業損失 (△) (百万円)                       | △325                          | △438                          | △483                          | 34                                         |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (百万円)                       | △348                          | △435                          | △649                          | 21                                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円) | △308                          | △433                          | △698                          | 168                                        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)             | △5.96                         | △7.89                         | △11.65                        | 2.22                                       |
| 総 資 産 額 (百万円)                                  | 1,849                         | 2,703                         | 1,578                         | 5,290                                      |
| 純 資 産 額 (百万円)                                  | 757                           | 823                           | 124                           | 2,179                                      |
| 1株当たり純資産額 (円)                                  | 14.23                         | 13.73                         | 2.08                          | 7.84                                       |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。また、1株当たり当期純利益の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、普通株式と同等の株式としております。

## ②当社の財産および損益の状況

| 区 分                                | 第22期<br>(2017年4月1日から<br>2018年3月31日まで) | 第23期<br>(2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | 第24期<br>(2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) | 第25期<br>(当 事 業 年 度)<br>(2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで) |
|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                        | 352                                   | 1,128                                 | 1,381                                 | 492                                                  |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (百万円)           | △42                                   | △95                                   | 3                                     | △203                                                 |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (百万円)         | 5                                     | △1,065                                | △284                                  | 46                                                   |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | 0.11                                  | △19.38                                | △4.75                                 | 0.61                                                 |
| 総 資 産 額 (百万円)                      | 1,056                                 | 1,850                                 | 1,354                                 | 2,790                                                |
| 純 資 産 額 (百万円)                      | 923                                   | 358                                   | 73                                    | 2,005                                                |
| 1株当たり純資産額 (円)                      | 17.37                                 | 5.98                                  | 1.23                                  | 5.86                                                 |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。また、1株当たり当期純利益の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、普通株式と同等の株式としております。

### (3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、安定した収益の確保に向けて、既存事業の強化を行うことが重要であると認識しております。

また、その他の課題につきましては、以下のとおりであります。

#### ① 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは2018年3月期から継続して営業損失、当期純損失を計上し、2019年3月期から継続的な営業キャッシュ・フローのマイナスとなり、第3四半期連結会計期間まで継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。

当該事象を解消するため、当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社E P A R Kモールおよび株式会社E P A R Kライフスタイルの全株式を譲渡し、予約システム等のソリューションサービスの提供および広告ソリューション事業を終了いたしました。また、新たにM&Aにより株式会社アイ・ステーション（以下「アイステーション」といいます。）および株式会社P a t c h（以下「P a t c h」といいます。）を完全子会社とし、アイステーションおよびP a t c hとともに、相互の強みを活かした積極的な販売活動を進め、新商品の取り扱いを開始するとともに、効率的な販売活動を展開し、将来にわたり成長を続けるための体制を構築してまいりました。

また、事業規模に見合った経営資源の選択と集中を図ることで、コストの適正化を進め、事業戦略上必要な資金を安定的に確保するための資金調達も進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度において、営業利益34百万円、当期純利益168百万円を計上し、営業キャッシュ・フローも230百万円とプラスとなりました。次期以降においても、引き続き黒字を見込んでおります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと判断しております。

② コーポレート・ガバナンスについて

当社グループの健全かつ継続的な成長を図るため全社を挙げてコンプライアンス体制・内部監査体制の一層の強化に取り組み、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を確立してまいります。

③ 情報セキュリティについて

情報保護の重要性が近年ますます高まっていることに対応し、当社グループにおいて更なるセキュリティの強化を行ってまいります。

(4) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

| 事業     | 事業内容等                                               |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 法人向け事業 | 主に中小企業に対する、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の各種商品の取次販売             |
| 個人向け事業 | 主に個人消費者に対する、ウォーターサーバーやモバイルデバイス、インターネット回線等の各種商品の取次販売 |

(5) 主要な事業所(2021年3月31日現在)

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 本社  | 東京都豊島区東池袋一丁目25番8号 |
| 営業所 | 東京(池袋)            |

(6) 従業員の状況(2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

|      |
|------|
| 従業員数 |
| 396名 |

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。  
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。



## ② 従業員の事業別の状況

| 事業     | 従業員数 |
|--------|------|
| 法人向け事業 | 323名 |
| 個人向け事業 | 57名  |
| 管理部門   | 16名  |

## ③ 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 29名  | 117名減     | 34.0歳 | 2年6か月  |

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。  
 2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。  
 3. 当社従業員が117名減少しておりますが、これは主に広告ソリューション事業を終了したことによるものであります。

## (7) 主要な借入先(2021年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額    |
|-------------|--------|
| 株式会社東京スター銀行 | 500百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 229百万円 |
| 株式会社りそな銀行   | 200百万円 |

## (8) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容      |
|---------------|-------|----------|--------------|
| 日本企業開発支援株式会社  | 20百万円 | 100.00%  | 携帯電話の販売      |
| 株式会社アイ・ステーション | 47百万円 | 100.00%  | 携帯電話の販売      |
| 株式会社Patch     | 50百万円 | 100.00%  | ウォーターサーバーの販売 |

### ③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

| 会社名           | 住所                | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額  |
|---------------|-------------------|----------|----------|
| 株式会社アイ・ステーション | 東京都文京区小石川五丁目36番5号 | 1,526百万円 | 2,790百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

|              |        |              |
|--------------|--------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式   | 310,795,700株 |
|              | A種優先株式 | 22,710,000株  |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式   | 65,016,425株  |
|              | A種優先株式 | 22,710,000株  |
| (3) 株主数      |        | 6,696名       |

(4) 大株主の状況

| 株主名              | 持株数         |             |             | 持株比率  |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------|
|                  | 普通株式        | A種優先株式      | 合計          |       |
| 株式会社光通信          | 23,429,784株 | 22,710,000株 | 46,139,784株 | 52.6% |
| SBIイノベーションファンド1号 | 6,756,756株  | —           | 6,756,756株  | 7.7%  |
| 株式会社SBI証券        | 1,977,900株  | —           | 1,977,900株  | 2.3%  |
| 東海東京証券株式会社       | 1,797,700株  | —           | 1,797,700株  | 2.0%  |
| 株式会社マイナビ         | 688,000株    | —           | 688,000株    | 0.8%  |
| 本橋 和文            | 665,000株    | —           | 665,000株    | 0.8%  |
| INEST従業員持株会      | 594,400株    | —           | 594,400株    | 0.7%  |
| 日本証券金融株式会社       | 580,600株    | —           | 580,600株    | 0.7%  |
| 今田 幸三            | 505,000株    | —           | 505,000株    | 0.6%  |
| 株式会社エフティグループ     | 498,700株    | —           | 498,700株    | 0.6%  |

(注) 持株比率は、自己株式(144株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

| 氏名     | 地位      | 担当および重要な兼職の状況 |
|--------|---------|---------------|
| 執行 健太郎 | 代表取締役社長 |               |
| 片野 良太  | 代表取締役常務 | 管理本部長         |
| 坂本 幸司  | 取締役副社長  |               |
| 平田 英之  | 取締役     | 公認会計士         |
| 倉 嶋 喬  | 取締役     |               |
| 竹中 由重  | 取締役     | 弁護士           |
| 近藤 武雄  | 常勤監査役   |               |
| 川合 宏一  | 監査役     | 税理士、行政書士      |
| 和田 拓士  | 監査役     |               |

- (注) 1. 取締役平田英之氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏は、社外取締役であります。
2. 取締役平田英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役近藤武雄氏および川合宏一氏は、社外監査役であります。
4. 監査役川合宏一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役平田英之氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏ならびに監査役近藤武雄氏および川合宏一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 当事業年度中に退任した取締役または監査役

| 氏名    | 退任時の地位・担当および重要な兼職の状況 | 退任日        | 退任理由 |
|-------|----------------------|------------|------|
| 上村 陽介 | 取締役社長                | 2020年6月25日 | 任期満了 |
| 菊地 央  | 取締役                  | 2020年6月25日 | 任期満了 |
| 橋爪 静夫 | 取締役                  | 2020年6月25日 | 任期満了 |
| 竹中 由重 | 監査役                  | 2020年6月25日 | 任期満了 |
| 守屋 浩二 | 監査役                  | 2020年6月25日 | 辞任   |

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

#### (4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (6) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額等

| 区 分                | 支給人員        | 報酬等の総額          |
|--------------------|-------------|-----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(4名)  | 20百万円<br>(3百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(3名)  | 6百万円<br>(5百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 14名<br>(7名) | 27百万円<br>(9百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月25日開催の第12期定時株主総会において年額300百万円以内、また、この内訳について、確定金額報酬として年額200百万円以内、ストック・オプションとして年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。  
3. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第9期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## (7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況および発言状況                                                                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平田英之  | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、締役会では公認会計士としての豊富な知識や深い見識に基づく発言を行っております。税務や企業会計等の視点からの積極的な提言等により経営に対する監督機能としての職責を果たしました。             |
| 取締役 倉 嶋 喬 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、取締役会では企業経営者としての豊富な知識や深い見識に基づく発言を行っております。その知識や見識に基づき幅広い経営課題に対して積極的な提言を行う等により経営に対する監督機能としての職責を果たしました。 |
| 取締役 竹中由重  | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、取締役会では弁護士としての豊富な知識や深い見識に基づく発言を行っております。法律専門家としての見地から積極的な提言を行う等により経営に対する監督機能としての職責を果たしました。            |
| 監査役 近藤武雄  | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席し、社外での経験と知見から積極的に発言を行っております。                                                            |
| 監査役 川合宏一  | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席し、税理士としての豊富な知識や深い見識に基づき、税務や企業会計等の視点から積極的に発言を行っております。                                    |

- (注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   | 科 目             | 金 額   |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| (資産の部)          |       | (負債の部)          |       |
| 流 動 資 産         | 3,042 | 流 動 負 債         | 2,786 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,766 | 買 掛 金           | 246   |
| 売 掛 金           | 1,022 | 短 期 借 入 金       | 700   |
| 商 品             | 47    | 1年内返済予定の長期借入金   | 45    |
| そ の 他           | 209   | 未 払 金           | 964   |
| 貸 倒 引 当 金       | △4    | 未 払 法 人 税 等     | 31    |
| 固 定 資 産         | 2,248 | 前 受 金           | 416   |
| 有 形 固 定 資 産     | 104   | 賞 与 引 当 金       | 80    |
| 建 物             | 67    | 役 員 賞 与 引 当 金   | 15    |
| そ の 他           | 36    | 解 約 調 整 引 当 金   | 138   |
| 無 形 固 定 資 産     | 1,624 | そ の 他           | 148   |
| の れ ん           | 1,534 | 固 定 負 債         | 324   |
| そ の 他           | 89    | 長 期 借 入 金       | 208   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 519   | そ の 他           | 116   |
| 投 資 有 価 証 券     | 20    | 負 債 合 計         | 3,111 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 119   | (純資産の部)         |       |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 377   | 株 主 資 本         | 2,163 |
| そ の 他           | 11    | 資 本 金           | 273   |
| 貸 倒 引 当 金       | △8    | 資 本 剰 余 金       | 1,944 |
|                 |       | 利 益 剰 余 金       | △54   |
|                 |       | 自 己 株 式         | △0    |
|                 |       | 新 株 予 約 権       | 15    |
|                 |       | 純 資 産 合 計       | 2,179 |
| 資 産 合 計         | 5,290 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,290 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額 |       |
|-------------------------------|-----|-------|
| 売 上 高                         |     | 6,500 |
| 売 上 原 価                       |     | 1,780 |
| 売 上 総 利 益                     |     | 4,720 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |     | 4,685 |
| 営 業 利 益                       |     | 34    |
| 営 業 外 収 益                     |     |       |
| 助 成 金 収 入                     | 4   |       |
| 業 務 受 託 料                     | 4   |       |
| そ の 他                         | 4   | 13    |
| 営 業 外 費 用                     |     |       |
| 支 払 利 息                       | 19  |       |
| そ の 他                         | 7   | 27    |
| 経 常 利 益                       |     | 21    |
| 特 別 利 益                       |     |       |
| 子 会 社 株 式 売 却 益               | 11  |       |
| 受 取 精 算 金                     | 146 |       |
| そ の 他                         | 11  | 170   |
| 特 別 損 失                       |     |       |
| 減 損 損 失                       | 43  |       |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 5   |       |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 6   |       |
| 子 会 社 株 式 売 却 損               | 2   | 58    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |     | 132   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 22  |       |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △58 | △35   |
| 当 期 純 利 益                     |     | 168   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |     | 168   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株主資本 |       |       |      |            | 新株予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------|------|-------|-------|------|------------|-------|-----------|
|                               | 資本金  | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |       |           |
| 当期首残高                         | 100  | 247   | △223  | △0   | 124        | —     | 124       |
| 連結会計年度中の変動額                   |      |       |       |      |            |       |           |
| 株式交換による増加                     |      | 1,522 |       |      | 1,522      |       | 1,522     |
| 新株の発行(新株予約権の行使)               | 173  | 173   |       |      | 347        |       | 347       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |      |       | 168   |      | 168        |       | 168       |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |      |       |       |      |            | 15    | 15        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 173  | 1,696 | 168   | —    | 2,039      | 15    | 2,054     |
| 当期末残高                         | 273  | 1,944 | △54   | △0   | 2,163      | 15    | 2,179     |

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額   | 科 目       | 金 額   |
|----------|-------|-----------|-------|
| (資産の部)   |       | (負債の部)    |       |
| 流動資産     | 518   | 流動負債      | 273   |
| 現金及び預金   | 228   | 買掛金       | 2     |
| 売掛金      | 36    | 未払金       | 243   |
| 前払費用     | 32    | 未払費用      | 1     |
| 未収入金     | 220   | 未払法人税等    | 13    |
| その他      | 1     | 前受金       | 2     |
| 貸倒引当金    | △0    | 預り金       | 4     |
| 固定資産     | 2,271 | 賞与引当金     | 5     |
| 有形固定資産   | 15    | その他       | 0     |
| 建物       | 5     | 固定負債      | 510   |
| 工具器具備品   | 9     | 関係会社長期借入金 | 400   |
| 無形固定資産   | 53    | 長期未払金     | 110   |
| ソフトウェア   | 52    | 負債合計      | 784   |
| その他      | 1     | (純資産の部)   |       |
| 投資その他の資産 | 2,202 | 株主資本      | 1,990 |
| 投資有価証券   | 9     | 資本金       | 273   |
| 関係会社株式   | 2,121 | 資本剰余金     | 1,954 |
| 繰延税金資産   | 11    | 資本準備金     | 1,954 |
| 敷金及び保証金  | 60    | 利益剰余金     | △238  |
| 破産更生債権等  | 2     | その他利益剰余金  | △238  |
| 貸倒引当金    | △2    | 繰越利益剰余金   | △238  |
|          |       | 自己株式      | △0    |
|          |       | 新株予約権     | 15    |
|          |       | 純資産合計     | 2,005 |
| 資産合計     | 2,790 | 負債・純資産合計  | 2,790 |



# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |     |
|-----------------------|-----|-----|
| 売 上 高                 |     | 492 |
| 売 上 原 価               |     | 100 |
| 売 上 総 利 益             |     | 391 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 580 |
| 営 業 損 失               |     | 189 |
| 営 業 外 収 益             |     |     |
| 受 取 利 息               | 0   |     |
| 業 務 受 託 料             | 0   |     |
| そ の 他                 | 0   | 2   |
| 営 業 外 費 用             |     |     |
| 支 払 利 息               | 9   |     |
| 支 払 手 数 料             | 3   |     |
| そ の 他                 | 3   | 16  |
| 経 常 損 失               |     | 203 |
| 特 別 利 益               |     |     |
| 受 取 精 算 金             | 146 |     |
| そ の 他                 | 11  | 158 |
| 特 別 損 失               |     |     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 6   |     |
| そ の 他                 | 0   | 6   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |     | 51  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △86 |     |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △11 | △97 |
| 当 期 純 利 益             |     | 46  |

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |       |                    |                       |          | 新株予約権 | 純資産<br>合 計 |             |
|--------------------------|---------|-------|--------------------|-----------------------|----------|-------|------------|-------------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金          |                       | 自己<br>株式 |       |            | 株主資本<br>合 計 |
|                          |         | 資本準備金 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 |                       |          |       |            |             |
|                          |         |       | 繰<br>剰<br>余        | 繰<br>越<br>利<br>益<br>金 |          |       |            |             |
| 当期首残高                    | 100     | 258   | △284               |                       | △0       | —     | 73         |             |
| 当期変動額                    |         |       |                    |                       |          |       |            |             |
| 株式交換による増加                |         | 1,522 |                    |                       |          |       | 1,522      |             |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | 173     | 173   |                    |                       |          | 347   | 347        |             |
| 当期純利益                    |         |       | 46                 |                       |          | 46    | 46         |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |       |                    |                       |          | 15    | 15         |             |
| 当期変動額合計                  | 173     | 1,696 | 46                 |                       | —        | 1,916 | 1,932      |             |
| 当期末残高                    | 273     | 1,954 | △238               |                       | △0       | 1,990 | 2,005      |             |

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

I N E S T株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 井 公 人 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I N E S T株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

I N E S T株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川村 英紀 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永井 公人 ㊞

### 監査意見

監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、I N E S T株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

I N E S T株式会社 監査役会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 近 | 藤 | 武 | 雄 | Ⓔ |
| 監査役（社外監査役）   | 川 | 合 | 宏 | 一 | Ⓔ |
| 監 査 役        | 和 | 田 | 拓 | 士 | Ⓔ |

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ①当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公平性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②適材な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約の締結可能範囲を拡大するための定款規定の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③その他、条文の新設、削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。
- なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                | 変更定款案                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条の2 (条文省略)</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条の2 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 (条文省略)</p> <p style="margin-left: 40px;">3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、3名以上10名以内とする。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">2 (現行どおり)</p> <p style="margin-left: 40px;">3 (現行どおり)</p> <p style="margin-left: 40px;">4 <u>当社は、法令又は定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 2 2 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 2 3 条 (条文省略)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第 2 1 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 2 2 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 2 3 条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                               | 変更定款案                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                     | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                       |
| <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> | <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                        | <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>                                                          |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p>                                                                     | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 第25条第2項の意思表示の記載又は記録に係る書面又は電磁的記録は、法令で定めるところにより作成する。</p>                                                                                    |
| <p>第27条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p>第28条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                        | <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現行定款 | 変更定款案                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p align="center"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>                                                                                                                   |
| (新設) | <p align="center"><u>(常勤の監査等委員)</u></p>                                                                                                                     |
| (新設) | <p><u>第 3 1 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                  |
| (新設) | <p align="center"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>                                                                                                                  |
| (新設) | <p><u>第 3 2 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| (新設) | <p align="center"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>                                                                                                                  |
| (新設) | <p><u>第 3 3 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                                                                                     |
| (新設) | <p align="center"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>                                                                                                                   |
| (新設) | <p><u>第 3 4 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>                                                         |
| (新設) | <p align="center"><u>(監査等委員会規程)</u></p>                                                                                                                     |
| (新設) | <p><u>第 3 5 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                    |

| 現行定款                                       | 変更定款案                      |
|--------------------------------------------|----------------------------|
| <p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> | <p align="center">(削除)</p> |
| <p>(員 数)</p>                               |                            |
| <p><u>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>       | <p align="center">(削除)</p> |
| <p>(選任方法)</p>                              |                            |
| <p><u>第31条 監査役は、株主総会の決議によって</u></p>        | <p align="center">(削除)</p> |
| <p><u>選任する。</u></p>                        |                            |
| <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使</u></p>           |                            |
| <p><u>することができる株主の議決権の3</u></p>             |                            |
| <p><u>分の1以上を有する株主が出席し、</u></p>             |                            |
| <p><u>その議決権の過半数をもって行う。</u></p>             |                            |
| <p>(任 期)</p>                               |                            |
| <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に</u></p>        | <p align="center">(削除)</p> |
| <p><u>終了する事業年度のうち最終のもの</u></p>             |                            |
| <p><u>に関する定時株主総会の終結の時ま</u></p>             |                            |
| <p><u>でとする。</u></p>                        |                            |
| <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補</u></p>           |                            |
| <p><u>欠として選任された監査役の任期</u></p>              |                            |
| <p><u>は、退任した監査役の任期の満了す</u></p>             |                            |
| <p><u>る時までとする。</u></p>                     |                            |
| <p>(常勤の監査役)</p>                            |                            |
| <p><u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の</u></p>        | <p align="center">(削除)</p> |
| <p><u>監査役を選定する。</u></p>                    |                            |
| <p>(監査役会の招集通知)</p>                         |                            |
| <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日</u></p>        | <p align="center">(削除)</p> |
| <p><u>前までに各監査役に対して発する。</u></p>             |                            |
| <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、</u></p>             |                            |
| <p><u>この期間を短縮することができる。</u></p>             |                            |
| <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招</u></p>           |                            |
| <p><u>集の手続を経ないで監査役会を開催</u></p>             |                            |
| <p><u>することができる。</u></p>                    |                            |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                             | 変更定款案       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                   | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>                                                                                                                                   | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                 | <p>(削除)</p> |
| <p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                         | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                         | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により第25回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | しぎょう けん たろう<br>執行 健 太郎<br>(1989年1月30日) | 2009年3月 株式会社ネットワークサービス 入社<br>2015年6月 同社 代表取締役<br>ひかりサポート株式会社 代表取締役<br>2015年7月 株式会社光通信 MK事業部部長<br>2016年10月 株式会社アイ・ステーション MK事業部<br>課長<br>2017年5月 同社 代表取締役(現任)<br>2018年7月 株式会社Light Up ALL 代表取締役(現<br>任)<br>2020年6月 当社 代表取締役社長(現任)                                                               | 67,500株             |
| 2     | かたの りょうた<br>片 野 良 太<br>(1984年7月31日)    | 2007年4月 株式会社光通信 入社<br>2010年11月 当社へ転籍<br>2012年1月 株式会社光通信へ転籍 管理本部人材開<br>発部<br>2014年12月 同社 管理本部財務部課長<br>2016年11月 当社 管理本部長<br>2017年6月 当社 取締役<br>2017年12月 当社 内部監査室長<br>2018年4月 当社 管理本部長(現任)<br>2020年3月 当社 常務取締役<br>2020年5月 当社 代表取締役常務(現任)                                                          | 21,200株             |
| 3     | さかもと こうじ<br>坂 本 幸 司<br>(1982年6月26日)    | 2006年5月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・<br>コンサルティング(現:株式会社NFCホ<br>ールディングス) 入社<br>2014年12月 株式会社保険見直し本舗 取締役<br>2015年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・<br>コンサルティング(現:株式会社NFCホ<br>ールディングス) DM 第2事業本部 執<br>行役員<br>2017年8月 同社 ニューチャネル事業本部 執行役<br>員<br>2017年9月 株式会社Patch 取締役<br>2018年4月 同社 代表取締役(現任)<br>2020年6月 当社 取締役副社長(現任) | —                   |

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社株式は、いずれも普通株式であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、任期途中に当該保険契約の同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1         | こんどう たけお<br>近藤武雄<br>(1944年2月27日)     | 1962年3月 大蔵省 入省<br>1996年8月 旭信用金庫 入庫<br>2000年6月 同金庫 常勤理事・総務部長<br>2002年11月 銚子信用金庫 常勤理事・総務部長<br>2004年10月 同金庫 常勤理事・監査部長<br>2005年10月 株式会社インタア・ホールディングス<br>社外監査役<br>2020年6月 当社 常勤監査役(現任)                                                                                   | —                   |
| 2         | くらしま たかし<br>倉 寫 喬<br>(1947年6月22日)    | 1971年4月 株式会社ダイエー 入社<br>1985年9月 ユニ・チャーム株式会社 入社<br>1998年1月 ビジョン株式会社 入社<br>1998年4月 同社 取締役<br>2008年4月 株式会社ピーエイ 顧問<br>2010年6月 日本企業開発支援株式会社 社外取締役<br>2013年11月 株式会社ピーエイ 常務執行役員<br>2015年3月 同社 常勤監査役<br>2016年6月 当社 社外取締役(現任)<br>2018年3月 株式会社ピーエイ 取締役<br>2019年3月 同社 常勤監査役(現任) | —                   |
| 3         | たけなか よししげ<br>竹中由重<br>(1980年7月31日)    | 2010年12月 弁護士登録(63期)<br>馬車道法律事務所 入所(現任)<br>2016年6月 当社 社外監査役<br>2020年6月 当社 社外取締役(現任)                                                                                                                                                                                  | —                   |
| 4         | しばた りょう<br>柴田亮<br>(1988年4月26日)       | 2014年4月 株式会社光通信 入社<br>2019年2月 株式会社アクトコール 取締役監査等委員<br>2020年4月 株式会社光通信 財務本部財務企画部長<br>(現任)<br>2021年4月 株式会社シック・ホールディングス 取締役監査等委員(現任)                                                                                                                                    | —                   |

(注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、近藤武雄氏との間で社外監査役としての会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、倉寫喬氏および竹中由重氏との間で

社外取締役としての同損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。近藤武雄氏、倉嶋喬氏、竹中由重氏および柴田亮氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、任期途中に当該保険契約の同内容での更新を予定しております。
4. 近藤武雄氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏は、社外取締役候補者であります。
5. 近藤武雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が豊富な企業経営等に係る経験と見識を有しており、当社の経営に有益な助言等をいただけるものと判断したためであります。同氏には、その豊富な経験と見識に基づく助言等により経営監督機能を担う役割を期待しております。
6. 倉嶋喬氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が豊富な企業経営等に係る経験と見識を有しており、当社の経営に有益な助言等をいただけるものと判断したためであります。同氏には、その豊富な経験と見識に基づく助言等により経営監督機能を担う役割を期待しております。
7. 竹中由重氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての経験と専門知識を有しており、当社の経営に有益な助言等をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏には、その法律専門家としての見識に基づく助言等により経営監督機能を担う役割を期待しております。
8. 倉嶋喬氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって5年、竹中由重氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
9. 竹中由重氏は過去に当社の社外監査役であったことがあり、倉嶋喬氏は過去に当社の子会社である日本企業開発支援株式会社の社外取締役であったことがあります。
10. 当社は、近藤武雄氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定です。

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2008年6月25日開催の第12回定時株主総会において、賞与を含めた報酬等の額として年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その賞与を含めた報酬等の額を年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

なお、上記監査等委員以外の取締役の報酬等の額は、当社が取締役の基本報酬を固定報酬としていることおよびこれまでの取締役の報酬等の額ならびに昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおりに承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、上記監査等委員である取締役の報酬等の額は、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して相当であると判断しております。

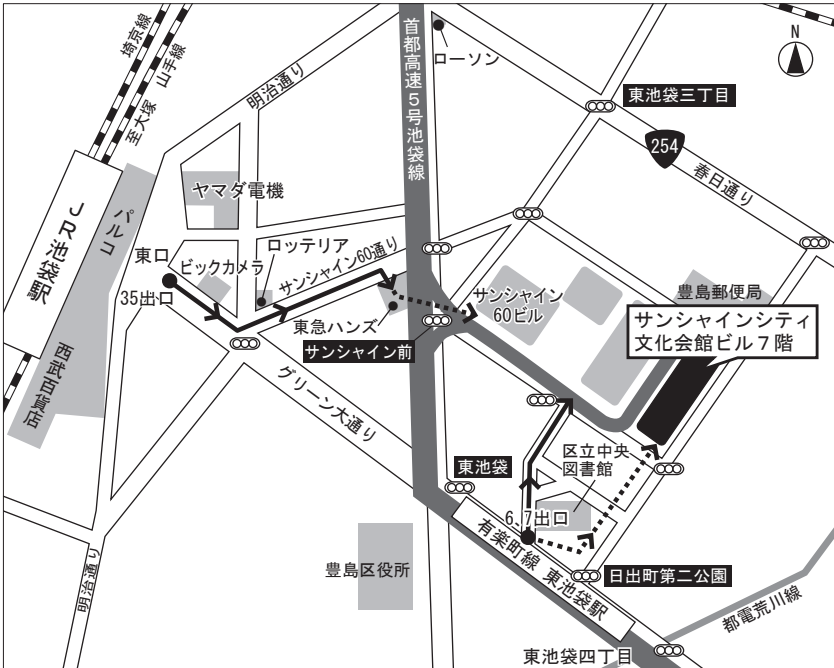
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

# 株主総会会場案内図

会場 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号  
サンシャインシティ 文化会館ビル7階  
7F会議室「701号室」  
TEL 03-6894-6240 (代表)



## [会場への交通機関]

JR線・

東武東上線・西武池袋線・

東京メトロ丸ノ内線・

有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線

池袋駅 東口 (35番出口) 徒歩15分

東池袋駅 6・7番出口 徒歩10分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。